



つくばみらい市告示第 90 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 20 及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 の規定に基づき、次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 30 第 2 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 37 の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 28 日

つくばみらい市長 小田川 浩



- 1 事業者の名称及び所在地
株式会社 あいうえ丘
茨城県つくば市花島新田 31-2
- 2 事業所の名称及び所在地
相談支援事業所ふわふわ
茨城県つくばみらい市富士見ヶ丘 1-3-11
- 3 指定年月日
令和 7 年 6 月 1 日
- 4 事業の種類
特定相談支援事業及び障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者
身体障がい者（肢体不自由・内部障害のみ）、知的障がい者、
精神障がい者、障がい児
- 6 事業所番号
特定相談支援 0837300235
障害児相談支援 0877300129